

ソフォス・ケイマン・トラストⅡー
グローバル・フィクストインカム・
ストラテジーズ・ファンド・
プレミアム（SMA）

ケイマン諸島籍契約型外国投資信託／追加型
米ドル建受益証券

運用報告書
(全体版)

作成対象期間
第 1 期
(自 2025年 6 月 6 日)
(至 2026年 2 月 28 日)

管理会社 ファンドロジック（ジャージー）リミテッド

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、ソフォス・ケイマン・トラストⅡー グローバル・フィクストインカム・ストラテジーズ・ファンド・プレミアム（SMA）（以下「サブ・ファンド」といいます。）は、このたび、第1期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

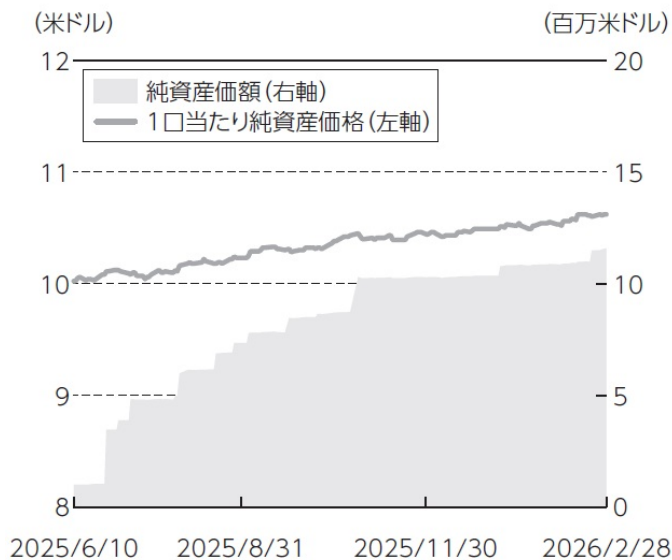
サブ・ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

ファンド形態	ケイマン諸島籍契約型外国投資信託／追加型
信託期間	サブ・ファンドは、2025年6月6日に設定され、原則として2174年6月6日に終了します。ただし、定められた方法により早期に終了することがあり、または、管理会社が受託会社と協議の上管理会社の裁量により、もしくは管理会社および受託会社の同意の上サブ・ファンドの受益者決議により、存続期間を延長することがあります。
運用方針	サブ・ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	E T F 1. SPDR Portfolio Long Term Treasury ETF 2. iShares 0-5 Year TIPS Bond ETF 3. JPMorgan Ultra-Short Income ETF 4. Global X Emerging Markets Bond ETF ミューチュアル・ファンド 1. AB SICAV I - Short Duration High Yield Portfolio Class S1 USD ACC 2. PIMCO GIS Low Duration Income Fund Class INSTITUTIONAL USD ACC 3. PIMCO Funds: Global Investors Series plc -Income Fund Class INSTITUTIONAL USD ACC
運用方法	サブ・ファンドは、複数のE T Fおよび複数のミューチュアル・ファンドにより構成されるバスケットへの投資を行うことにより運用します。
主な投資制限	① 「有価証券」に該当しない資産がサブ・ファンドの資産額の50%超を構成することとなる場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行いません。 ② 空売りされる証券の時価総額は、常時サブ・ファンドの純資産価額を超えないものとします。 ③ 原則として、残存借入総額がサブ・ファンドの純資産価額の10%を超える場合、借入れは禁止されます。 ④ 一発行会社の株式取得の結果、管理会社が運用する全ての投資信託等において保有する当該発行会社の株式の議決権が50%を超える場合、当該発行会社の株式を取得できません。 ⑤ 原則として、サブ・ファンドは、流動性に欠ける資産に純資産価額の15%を超えて投資を行いません。 ⑥ 管理会社または受益者以外の他第三者の利益のために行う取引、受益者保護に反する取引またはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害する取引は禁止されます。 ⑦ デリバティブ取引その他の同様の取引を行わないものとします。 ⑧ 原則として、同一の発行体またはカウンターパーティーに対する株式等エクスポージャー、デリバティブ・エクスポージャーおよび債券等エクスポージャー（それぞれ日本証券業協会のガイダンスに従って計算されます。）が、純資産価額の10%を超えることとなる場合、または、その合計が20%を超えることとなる場合、当該発行体または当該カウンターパーティーを相手方とするポジションを保有しないものとします。
分配方針	分配は行わない方針です。

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■ 1口当たり純資産価格等の推移について



第1期末の 1口当たり純資産価格	10.62米ドル
第1期中の 1口当たり分配金額	該当事項はあり ません。
騰落率	6.20%

- (注1) 1口当たり純資産価格、純資産価額および騰落率は、評価日付で公表された1口当たり純資産価格、純資産価額およびこれらに基づき計算された騰落率を記載しており、運用報告書(全体版)に記載されているファンドの財務書類における数値と一致しない場合があります。以下同じです。
- (注2) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金をサブ・ファンドへ再投資したものとみなして算出したものですが、サブ・ファンドには分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は、1口当たり純資産価格と等しくなります。以下同じです。
- (注3) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算していますが、サブ・ファンドには分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は、1口当たり純資産価格と等しくなります。以下同じです。以下同じです。
- (注4) サブ・ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。以下同じです。
- (注5) サブ・ファンドにベンチマークおよび参考指数は設定されていません。以下同じです。

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

- ・当期中、世界の株式市場は堅調なリターンを記録し、MSCI ACWI 指数は18.48%上昇しました。グローバル・エクイティ・ストラテジーズ・ファンドは市場の上昇を概ね捉え、リターンは17.90%でした。グローバル・エクイティ・ストラテジーズ・プレミアム・ファンドのリターンは11.40%で、より大きく下回っており、世界の株式市場における上昇への参加度合いが低かったことを示しています。
- ・当期中、世界の債券市場は、インカムの創出と、より良好な金利環境に支えられ、プラスのリターンとなりました。Bloomberg GlobalAgg指数のリターンは約4.86%でした。グローバル・フィクスト・インカム・ストラテジーズ・ファンドのリターンは4.70%で、概ね同水準でしたが、プレミアム・シェア・クラスのリターンは6.20%で、適度なアウトパフォーマンスを達成しました。
- ・代替投資は、相対的に最も強い結果を示しました。推定3.02%の3カ月物米国債のベンチマーク・リターンに対し、グローバル・オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンドのリターンは16.10%でした。また、プレミアム・シェア・クラスのリターンは8.80%でした。これらの結果は、代替的な収益源が効果的に活用されたことを示していますが、現金ベンチマークとの比較でパフォーマンスを評価する際には、負っているリスク水準も考慮する必要があります。

■ 分配金について

該当事項はありません。

■ 投資環境について

- ・当期中において、世界の金融市場は、金融政策見通しの変化、地政学的動向、地域ごとの経済成長のばらつきに起因するボラティリティの高まりがあったものの、概ね堅調なパフォーマンスを示しました。投資者の関心は、引き続き、インフレーション低下のペースおよび主要中央銀行による金利調整のタイミングに集まりました。
- ・当期中、世界の株式市場は、底堅い企業業績と、長期的な構造的成長テーマの恩恵を受けるセクターに対する投資者の継続的な関心を背景に、プラスのリターンを記録しました。米国市場は、堅調な利益成長とテクノロジー関連企業への根強い期待に支えられ、引き続き世界の株式パフォーマンスを牽引しました。欧州株式も上昇しましたが、そのパフォーマンスは地域ごとの経済状況の違いの影響を受けました。日本株は、コーポレート・ガバナンスの改善、株主重視の施策および国内市場への投資者の継続的な関心に支えられ、堅調な時期を過ごしました。新興市場株は、投資者が世界経済の成長の影響、米ドルの動向および地域経済の進展を評価したことから、結果にばらつきが見られました。
- ・当期中、債券市場では、インフレーションや金利の推移が市場参加者によって再評価されたことにより期間を通じて上下に変動しました。国債利回りは、経済指標の発表や中央銀行の発信の影響を受けやすい状況が続きました。債券市場のボラティリティは続いたものの、報告期間の後半にかけてインフレ動向が改善したことは、確定利付資産を下支えし、市場の複数のセグメントにおいてより前向きな投資家心理につながりました。クレジット市場は、安定した企業のファンダメンタルズと、収益を生み出す資産に対する継続的な需要を背景に、概ね底堅さを維持しました。
- ・当期中、商品市場はまちまちな動きを見せました。エネルギー価格は、需要見通しの変化や地政学的動向の影響を受けましたが、工業用金属および貴金属は、成長見通しや投資家心理の変化に反応しました。為替市場は、主要経済国間の経済成長の格差および金融政策見通しの違いに引き続き左右されました。米ドルの動きは、国際的な資産クラスおよび新興市場におけるリターンに影響を与える重要な要因であり続けました。

■ポートフォリオについて

- ・上記の状況下で、ソフォスの投資戦略は、世界中の株式、債券および代替投資にわたり分散されたエクスポージャーを維持しました。ポートフォリオは、長期的な投資目的の達成に引き続き注力しつつ、地域、セクター、資産クラスごとに幅広い分散を追求し続けました。投資対象範囲は当期間を通じて変化を続けており、分散の拡大および世界的な投資機会へのアクセス拡充を目指して、新たな運用会社や戦略について継続的に評価を行いました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における投資有価証券の主な銘柄については、後記「IV. ファンドの経理状況 (3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

- ・報告日現在、市場は引き続き、世界経済の成長軌道、インフレ動向および中央銀行の今後の政策決定に注目しています。金融緩和政策の時期やペースについては不確実性が残るものの、投資環境としては、伝統的な資産クラスと代替資産クラスの双方に引き続き投資機会を見出すことができました。分散の維持と規律あるポートフォリオ構築は、変化する市場環境に対応し、長期的な投資目的を果たすうえで、依然として中心的な要素です。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要	
管理報酬等		
管理報酬	純資産価額の年率0.20%	信託証書に定める管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われます。
投資運用報酬	純資産価額の年率0.10%（年間最低報酬66,666.67米ドル）および年間固定報酬15,000米ドル	投資運用契約に基づく投資運用業務の対価として、投資運用会社に支払われます。
投資顧問報酬	純資産価額の年率0.005%	投資顧問契約に基づく投資顧問業務の対価として、投資顧問会社に支払われます。
受託報酬	純資産価額の年率0.01%（年間最低報酬10,000米ドル）	信託証書に基づく受託業務の対価として、受託会社に支払われます。
管理事務代行報酬	ソフォス・ケイマン・トラストⅡの所定のサブ・ファンド（注）の純資産価額合計に基づく以下の料率（年間最低報酬45,000米ドル）（各サブ・ファンドの純資産価額を参照した按分計算により各サブ・ファンドに割当） 5億米ドル以下の部分：年率0.05% 5億米ドルを超えて10億米ドル以下の部分：年率0.04% 10億米ドルを超える部分：年率0.03% （注）グローバル・エクイティ・ストラテジーズ・ファンド（SMA）、グローバル・エクイティ・ストラテジーズ・ファンド・プレミアム（SMA）、グローバル・フィクストインカム・ストラテジーズ・ファンド（SMA）、グローバル・フィクストインカム・ストラテジーズ・ファンド・プレミアム（SMA）、グローバル・オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンド（SMA）およびグローバル・オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンド・プレミアム（SMA）	管理事務代行契約に基づく管理事務代行業務の対価として、管理事務代行会社に支払われます。
名義書換事務代行報酬	純資産価額の年率0.01%および年額2,400米ドル	管理事務代行契約に基づく名義書換事務代行業務の対価として、名義書換事務代行会社に支払われます。
保管報酬	合意済みの市場毎の取引手数料・資産保管料の支払を受領する権利を有します。	保管契約に基づく保管業務の対価として、保管会社に支払われます。
代行協会員報酬	純資産価額の年率0.01%	受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を日本における販売会社に送付する等の業務の対価として、代行協会員に支払われます。
販売報酬	純資産価額の年率0.005%	投資者からの申込みまたは買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、日本における販売会社に支払われます。

項目	項目の概要	
投資対象ファンドの管理報酬等	純資産価額の年率0.07%～0.19%となります。	投資対象ファンドの信託財産の運用、純資産価額の計算、運用財産の管理等の対価として、投資対象ファンドから支払われます。
その他の費用・手数料	0.578%	設立費用、投資関連費用、運営費用（弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等を含みます。）、ならびにその他のすべての同様の管理費用が支払われます。

（注）各報酬については、目論見書に定められている料率または金額を記載しています。「その他の費用（当期）」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をサブ・ファンドの財務書類に記載された当期末の純資産価額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅱ. 運用実績

(1) 純資産の推移

下記会計年度末および第1会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2026年2月28日)	11,582,428.10	1,880,870,499	10.62	1,725
2025年6月末日	3,460,683.00	561,980,312	10.12	1,643
7月末日	4,962,584.17	805,874,043	10.11	1,642
8月末日	7,342,165.41	1,192,294,241	10.23	1,661
9月末日	8,484,057.33	1,377,726,070	10.30	1,673
10月末日	10,239,080.76	1,662,724,325	10.40	1,689
11月末日	10,298,785.11	1,672,419,714	10.46	1,699
12月末日	10,352,458.47	1,681,135,731	10.49	1,703
2026年1月末日	10,867,042.76	1,764,699,074	10.55	1,713
2月末日	11,582,428.10	1,880,870,499	10.62	1,725

(注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）の円貨換算は、便宜上、2026年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝162.39円）によります。以下、米ドルの円貨表示は別段の記載がない限りこれによるものとします。

(2) 分配の推移

該当事項はありません。

(3) 販売および買戻しの実績

下記会計年度における受益証券の販売および買戻しの実績、ならびに下記会計年度末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりです。

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2025年6月6日～ 2026年2月28日)	1,090,753.318 (1,090,753.318)	0.000 (0.000)	1,090,753.318 (1,090,753.318)

(注1) () の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。以下同じです。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間中に販売された販売口数を含みます。以下同じです。

(注3) 上記の数値は、評価日付で公表された販売および買戻しの実績ならびに発行済口数を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。以下同じです。

Ⅲ. 純資産額計算書

(2026年2月28日現在)

I 資産総額	11,645,440米ドル	1,891,103,002円
II 負債総額	94,350米ドル	15,321,497円
III 純資産価額 (I－II)	11,551,090米ドル	1,875,781,505円
IV 発行済口数	1,090,753口	
V 1口当たり純資産価格 (III／IV)	10.59米ドル	1,720円

(注) 上記の表における資産総額、負債総額および純資産価額は、サブ・ファンドの財務書類に記載された数値であり、本書中の他の部分において記載されている数値またはその合計値と一致しない場合があります。詳細は、後記「Ⅳ. ファンドの経理状況 (2) 損益計算書 財務書類に対する注記」をご参照ください。

IV. ファンドの経理状況

- a. サブ・ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、米国で一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. サブ・ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. サブ・ファンドの原文の財務書類は、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）で表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されている。日本円への換算には、2026年6月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝162.39円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

独立監査人報告書

グローバル・フィクストインカム・ストラテジーズ・ファンド・プレミアム（SMA）
ソフォス・ケイマン・トラストⅡ（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・
ファンドの受託会社 御中

意見

我々は、2026年2月28日現在の貸借対照表（投資有価証券明細表を含む。）、ならびに関連する2025年6月6日（設定日）から2026年2月28日までの期間の損益計算書、純資産変動計算書および財務ハイライト、ならびに関連する注記で構成される、グローバル・フィクストインカム・ストラテジーズ・ファンド・プレミアム（SMA）（以下「サブ・ファンド」という。）の財務書類（以下、総称して「財務書類」という。）について監査を行った。

我々は、添付の財務書類が、サブ・ファンドの2026年2月28日現在の財政状態ならびに2025年6月6日（設定日）から2026年2月28日までの期間の運用実績、純資産の変動および財務ハイライトを、米国で一般に公正と認められる会計原則に準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、米国で一般に公正と認められる監査基準（以下「GAAS」という。）に準拠して監査を行った。当該基準に基づく我々の責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」の項目に詳述されている。我々は、我々の監査に関連する倫理上の要件に従って、サブ・ファンドから独立していることおよびその他の倫理上の責任を果たすことが要求されている。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国で一般に公正と認められる会計原則に準拠して、財務書類を作成し適正に表示すること、ならびに、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽表示のない財務書類の作成および適正表示に関連する内部統制を策定し、実施し、維持することについて責任を負う。

財務書類を作成するにあたり、経営陣は、財務書類の発行が可能となる日から1年間にわたり、継続企業として存続するサブ・ファンドの能力について、総合的に勘案して重要な疑義を生じさせる状況または事象が存在するか否かを評価することが要求されている。

財務書類の監査に対する監査人の責任

我々の目的は、全体としての財務書類に、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ること、および我々の意見を含めた監査報告書を発行することである。合理的な保証とは、高い水準の保証であるが、絶対的な保証ではないため、GAASに準拠して行った監査が、存在する重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、偽造、意図的な逸脱、虚偽の表明または内部統制の無効化が伴うためである。虚偽表示は、合理的な利用者が財務書類に基づき行う判断に、個別にまたは全体として影響を与える可能性が著しく高い場合に、重要性があると判断される。

GAASに準拠した監査を行うにあたり、我々は、

- ・職業的専門家としての判断を行い、監査を通じて職業的懐疑心を保持する。
- ・不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類における重要な虚偽表示のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続を設計および実施する。当該手続には、財務書類中の金額および開示事項に関する証拠の試査による検証が含まれる。
- ・状況に適した監査手続を設計するために監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これはサブ・ファンドの内部統制の有効性に意見を表明するためではない。したがって、かかる意見は表明されない。
- ・経営陣により採用された会計方針の適正性および重要な会計上の見積りの合理性を評価するとともに、財務書類の全体的な表示を評価する。
- ・我々の判断において、合理的な期間にわたり継続企業として存続するサブ・ファンドの能力について、総合的に勘案して重要な疑義を生じさせる状況または事象が存在するか否かを判断する。

我々は、特に、計画した監査の範囲および実施時期、監査上の重要な発見ならびに監査の実施過程で特定した内部統制に関する一定の事項について、内部統制の責任者とコミュニケーションを行うことが要求されている。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2026年7月29日



Ernst & Young Ltd.
62 Forum Lane
Camana Bay
P.O. Box 510
Grand Cayman KY1-1106
CAYMAN ISLANDS

Tel: +1 345 949 8444
Fax: +1 345 949 8529
ey.com

Report of Independent Auditors

The Trustee
Global Fixed Income Strategies Fund Premium (SMA)
A Sub-Trust of Sophos Cayman Trust II
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Opinion

We have audited the financial statements of Global Fixed Income Strategies Fund Premium (SMA) (the “Sub-Trust”), which comprise the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments, as of February 28, 2026, and the related statements of operations and changes in net assets and the financial highlights for the period from June 6, 2025 (commencement of operations) to February 28, 2026, and the related notes (collectively referred to as the “financial statements”).

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Sub-Trust at February 28, 2026, and the results of its operations and changes in its net assets and its financial highlights for the period from June 6, 2025 (commencement of operations) to February 28, 2026 in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America (GAAS). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor’s Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are required to be independent of the Sub-Trust and to meet our other ethical responsibilities in accordance with the relevant ethical requirements relating to our audit. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Responsibilities of Management for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free of material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is required to evaluate whether there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Sub-Trust's ability to continue as a going concern for one year after the date that the financial statements are available to be issued.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free of material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not absolute assurance and therefore is not a guarantee that an audit conducted in accordance with GAAS will always detect a material misstatement when it exists. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control. Misstatements are considered material if there is a substantial likelihood that, individually or in the aggregate, they would influence the judgment made by a reasonable user based on the financial statements.

In performing an audit in accordance with GAAS, we:

- Exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit.
- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, and design and perform audit procedures responsive to those risks. Such procedures include examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the financial statements.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Trust's internal control. Accordingly, no such opinion is expressed.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluate the overall presentation of the financial statements.



- Conclude whether, in our judgment, there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Sub-Trust's ability to continue as a going concern for a reasonable period of time.

We are required to communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit, significant audit findings, and certain internal control-related matters that we identified during the audit.

Ernst & Young Ltd.

July 29, 2026

(1) 貸借対照表

ソフォス・ケイマン・トラストⅡー
グローバル・フィクストインカム・ストラテジーズ・ファンド・プレミアム (SMA)
貸借対照表
2026年2月28日現在
(口数を除き米ドル表示)

	米ドル	千円
資産		
投資対象ー公正価値 (取得原価: 10,501,231米ドル)	10,961,275	1,780,001
現金	154	25
以下に係る未収金		
売却投資対象	654,045	106,210
売却受益証券	29,966	4,866
資産合計	<u>11,645,440</u>	<u>1,891,103</u>
負債		
以下に係る未払金		
投資運用報酬 (注7)	26,197	4,254
専門家報酬 (注7)	24,827	4,032
管理報酬 (注7)	11,869	1,927
名義書換事務代行報酬 (注7)	9,693	1,574
受託報酬 (注7)	7,233	1,175
会計および管理事務代行報酬 (注7)	5,931	963
保管報酬 (注7)	876	142
販売報酬 (注7)	212	34
代行協会員報酬 (注7)	178	29
投資顧問報酬 (注7)	89	14
その他の負債	7,245	1,177
負債合計	<u>94,350</u>	<u>15,321</u>
純資産	<u><u>11,551,090</u></u>	<u><u>1,875,782</u></u>
純資産		
米ドルクラス	<u><u>11,551,090</u></u>	<u><u>1,875,782</u></u>
発行済受益証券		
米ドルクラス	1,090,753 口	
受益証券1口当たり純資産価格		
米ドルクラス	10.59	2

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(2) 損益計算書

ソフォス・ケイマン・トラストⅡー
グローバル・フィクストインカム・ストラテジーズ・ファンド・プレミアム (SMA)
損益計算書
2025年6月6日(設定日)から2026年2月28日までの期間
(米ドル表示)

	米ドル	千円
投資収益		
配当金収益(源泉徴収税(2,808米ドル)を控除した金額)	6,552	1,064
利息収益	1,700	276
収益合計	8,252	1,340
費用		
設立費用(注7)	41,711	6,773
投資運用報酬(注7)	26,197	4,254
専門家報酬(注7)	25,000	4,060
管理報酬(注7)	11,869	1,927
名義書換事務代行報酬(注7)	11,833	1,922
会計および管理事務代行報酬(注7)	8,204	1,332
受託報酬(注7)	7,233	1,175
保管報酬(注7)	5,116	831
代行協会員報酬(注7)	593	96
投資顧問報酬(注7)	297	48
販売報酬(注7)	297	48
費用合計	138,350	22,467
投資純損失	(130,098)	(21,127)
実現および未実現利益(損失)		
以下に係る実現利益(損失)		
有価証券投資	88,311	14,341
実現純利益	88,311	14,341
以下に係る未実現評価益(評価損)の純変動		
有価証券投資	460,044	74,707
未実現評価益の純変動	460,044	74,707
実現および未実現純利益	548,355	89,047
運用による純資産の純増加	418,257	67,921

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ソフォス・ケイマン・トラストⅡー
グローバル・フィクストインカム・ストラテジーズ・ファンド・プレミアム（SMA）
純資産変動計算書
2025年6月6日（設定日）から2026年2月28日までの期間
（口数を除き米ドル表示）

	米ドル	千円
運用による純資産の純増加（減少）		
投資純損失	(130, 098)	(21, 127)
実現純利益	88, 311	14, 341
未実現評価益の純変動	460, 044	74, 707
運用による純資産の純増加	<u>418, 257</u>	<u>67, 921</u>
ファンド受益証券取引による純資産の純増加	11, 132, 833	1, 807, 861
純資産の純増加	<u>11, 551, 090</u>	<u>1, 875, 782</u>
純資産		
期首	—	—
期末	<u>11, 551, 090</u>	<u>1, 875, 782</u>
米ドルクラス		
ファンド受益証券取引		
口数		
申込み	1, 090, 753 口	
口数の純変動	<u>1, 090, 753 口</u>	
金額		
申込み	11, 132, 833	1, 807, 861
ファンド受益証券取引による純増加	<u>11, 132, 833</u>	<u>1, 807, 861</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ソフォス・ケイマン・トラストⅡー
グローバル・フィクストインカム・ストラテジーズ・ファンド・プレミアム（SMA）
財務ハイライト
2025年6月6日（設定日）から2026年2月28日までの期間
（米ドル表示）

1口当たり要約データ：

	米ドルクラス
受益証券1口当たり純資産価格一期首	0.00
受益証券の申込み	10.00
投資純損失*	(0.17)
投資による実現および未実現純利益	0.76
投資運用による合計利益	0.59
受益証券1口当たり純資産価格一期首	10.59
トータル・リターン**	5.90%
純資産一期首	11,551,090
平均純資産に対する費用比率***	2.03%
平均純資産に対する投資純損失率***	(1.89)%

* 当期中の平均発行済口数に基づき算出された。

** 1年未満の期間について、年率に換算されていない。

*** 1年未満の期間について、年率に換算されている。ただし、該当する場合、専門家報酬、設立費用および利息費用を除く。

ソフォス・ケイマン・トラストⅡ－
グローバル・フィクストインカム・ストラテジーズ・ファンド・プレミアム（SMA）
財務書類に対する注記
2026年2月28日現在

注1 組織

ソフォス・ケイマン・トラストⅡ－グローバル・フィクストインカム・ストラテジーズ・ファンド・プレミアム（SMA）（Sophos Cayman Trust Ⅱ－Global Fixed Income Strategies Fund Premium（SMA））（以下「サブ・ファンド」という。）は、ケイマン諸島の信託法（その後の修正を含む。）に基づき、2019年2月5日付信託証書（2019年8月21日付変更および再録信託証書により変更、再録済み。）に従って設立されたオープンエンド型アンブレラ・ユニット・トラストであるソフォス・ケイマン・トラストⅡ（Sophos Cayman Trust Ⅱ）（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。サブ・ファンドは、2025年2月28日付の補足信託証書に従い設立され、ブリジストリーム・コーポレート・トラスティーズ・リミテッド（Bridgestream Corporate Trustees Limited）（以下「受託会社」という。）によって発効された。サブ・ファンドは、2025年6月6日に運用を開始した。

サブ・ファンドは、単一の受益証券クラスのみを有するものとする。サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」または「機能通貨」という。）である。

サブ・ファンドの投資運用会社はファンドロジック・エスエーエス（FundLogic SAS）（以下「投資運用会社」という。）である。サブ・ファンドの投資顧問会社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「投資顧問会社」という。）である。サブ・ファンドの管理会社はファンドロジック（ジャージー）リミテッド（FundLogic（Jersey）Limited）（以下「管理会社」という。）である。

サブ・ファンドの投資目的は、複数の上場投資信託（以下それぞれを「ETF」という。）および複数のミューチュアル・ファンド（以下それぞれを「ミューチュアル・ファンド」という。）により構成されるバスケット（以下「バスケット」という。）への投資を行い、中長期的な視点で積極的なリターンを達成することである。当該バスケットは、投資運用会社により運用される。

注2 重要な会計方針の概要

サブ・ファンドの最初の財務書類は、2025年6月6日から2026年2月28日（これはサブ・ファンドの会計年度末である。）までの期間を反映している。

サブ・ファンドは投資会社であるため、米国財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）の米国会計基準コーディフィケーション（ASC）トピック第946号「金融サービス－投資会社」の投資会社に係る会計および報告指針に従う。

注2 重要な会計方針の概要（続き）

以下は、サブ・ファンドが米国において一般に認められた会計原則（以下「U.S. GAAP」という。）に準拠して財務書類を作成するに当たり、一貫して遵守している重要な会計方針の要約である。U.S. GAAPに準拠して財務書類を作成することは、財務書類に記載される金額および開示事項に影響を及ぼす見積りおよび仮定を経営陣に行わせることを要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

A) 受益証券の純資産価額の決定

サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、純資産価額（「純資産価額」とは、サブ・ファンドの総資産から、未払報酬および費用を含む負債を控除した価額をいう。）を、その時点で発行済みの受益証券総口数で除して算出される。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（Brown Brothers Harriman & Co.）（以下「管理事務代行会社」、「保管会社」および「名義書換事務代行会社」という。）は、管理会社が別途定めない限り、各営業日の米国東部標準時の営業終了時点ならびに／または受益者による受益証券の購入および／もしくは買戻しの申込みがなされるその他の評価日もしくは取引日のいずれかにおいてサブ・ファンドの純資産価額を算出する。営業日とは、ニューヨーク、東京、ロンドン、ルクセンブルクおよびダブリンの銀行営業日であり、かつ、ニューヨーク証券取引所、NYSE Arca、NASDAQ、東京証券取引所およびロンドン証券取引所の営業日、または管理会社が随時定めるその他の日をいう（以下「営業日」という。）。

B) 証券の評価

純資産価額を算出する目的で、市場相場価格が容易に入手できる組入証券およびその他の資産は、公正価値で計上される。公正価値は、通常、最終報告売却価格に基づき決定され、売却が報告されていない場合には、相場報告システム、確立されたマーケット・メーカーまたは独立した価格情報サービスから入手した相場に基づき決定される。

満期が60日以下の短期投資は、通常、償却原価で評価されるが、これは公正価値に近似している。

当初、機能通貨以外の通貨で評価された投資は、価格情報サービスから入手した為替レートを用いて機能通貨に換算される。その結果、サブ・ファンドの受益証券の純資産価額は、機能通貨との関係における通貨価値の変動の影響を受ける可能性がある。米国以外の市場で取引される証券、または機能通貨以外の通貨建ての証券の価値は、NYSEが営業していない日に重大な影響を受ける可能性があり、投資者が受益証券を購入し、買戻しを請求し、または交換することができない日に純資産価額が変動することがある。

注2 重要な会計方針の概要（続き）

サブ・ファンドは、米国東部標準時午後4時頃に、証券を、市場相場に基づき決定される現在市場価値で評価し、市場相場が容易に入手できない場合または信頼できない場合には、管理会社が定めた手段に従い、管理会社の一般的な監督の下で決定される「公正価値」で評価する。サブ・ファンドが公正価値による価格付けを行う場合には、適切と判断するいかなる要素も考慮に入れることができる。サブ・ファンドは、特定の証券に関連する動向または市場指数の現在の評価に基づき、公正価値を決定することができる。サブ・ファンドが純資産価額の算出に用いる証券価格は、同一証券の相場価格または公表価格と異なる場合がある。公正価値による価格付けには主観的な判断が伴い、ある証券について決定された公正価値が、当該証券の売却により実現可能な価値と大きく異なる可能性がある。

2026年2月28日現在、サブ・ファンドは、管理会社により公正価値評価が行われた証券を有していなかった。

公正価値測定

U. S. GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する権威あるガイダンスに従い、サブ・ファンドは、公正価値測定のために用いられる評価技法のインプットを優先順位付けした階層に従って、その投資の公正価値を開示する。この階層では、同一の資産または負債について活発な市場における未調整の相場価格に基づく評価（レベル1測定）を最も高い順位とし、評価にとって重要な観測不能なインプットに基づく評価（レベル3測定）を最も低い順位とする。

当該ガイダンスは、公正価値の階層を以下の3つのレベルに区分している。

レベル1－公正価値測定とは、同一の資産または負債について活発な市場における相場価格（未調整）に基づき算定される測定をいう。

レベル2－公正価値測定とは、レベル1に含まれる相場価格以外で、資産または負債について、直接的に（すなわち、価格として）または間接的に（すなわち、価格から算出されるものとして）観測可能なインプットに基づき算定される測定をいう。

レベル3－公正価値測定とは、資産または負債について、観測可能な市場データに基づかないインプット（観測不能なインプット）を含む評価技法により算定される測定をいう。

インプットは、各種評価技法を適用するに当たって用いられるものであり、一般に、リスクに関する仮定を含め、市場参加者が評価判断を行うために用いる仮定を指す。インプットには、価格情報、個別のおよび広範な信用データ、流動性に関する統計その他の要素が含まれることがある。金融商品の公正価値の階層におけるレベルは、公正価値測定にとって重要なインプットのうち最も低いレベルに基づく。ただし、何が「観測可能」を構成するか判断には、管理会社による相当程度の判断が必要である。管理会社は、観測可能なデータとは、容易に入手可能で、定期的に配布または更新され、信頼でき、かつ検証可能であり、専有的でなく、関連する市場に積極的に関与する独立した情報源によって提供される市場データであると考えている。階層内における金融商品の区分は、当該金融商品の価格の透明性に基づくものであり、必ずしも管理会社が認識する当該金融商品のリスクに対応するものではない。

注2 重要な会計方針の概要（続き）

投資 活発な市場における相場価格に基づいて価値が決定され、したがってレベル1に区分される投資には、E T Fが含まれる。管理会社は、サブ・ファンドが大きなポジションを保有しており、売却が相場価格に合理的に影響を及ぼし得る場合であっても、当該金融商品の相場価格を調整しない。

活発な市場とはみなされない市場で取引される投資であっても、市場相場価格、ディーラーの相場または観測可能なインプットによって裏付けられた代替の価格ソースに基づいて評価されるものは、レベル2に区分される。これには通常、投資適格企業の社債および国債ならびに定期預金が含まれる。レベル2投資には、活発な市場で取引されないおよび／または譲渡制限の対象であるポジションが含まれるため、評価は、一般に利用可能な市場情報に基づき、非流動性および／または譲渡不能性を反映するよう調整されることがある。インプットが観測可能である限り、その価値はレベル2に区分される。

レベル3に区分される投資は、取引頻度が低いため、重要な観測不能なインプットを有する。レベル3投資には通常、プライベート・エクイティおよび企業の債務証券が含まれる。これらの証券については観測可能な価格を入手できないため、評価技法が公正価値を算出するために用いられる。

以下の表は、2026年2月28日現在の貸借対照表に計上される金融商品について、項目別および評価階層におけるレベル別に示したものである。

	(単位：米ドル)			
	同一の投資の活発な 市場における 相場価格 (レベル1)	重要なその他の 観測可能な インプット (レベル2)	重要かつ 観測不能な インプット (レベル3)	2026年2月28日現在の 公正価値
有価証券への投資*				
上場投資信託				
アメリカ合衆国	890,212	—	—	890,212
ミューチュアル・ファンド				
アイルランド	—	9,971,417	—	9,971,417
短期投資				
定期預金	—	99,646	—	99,646
投資合計	890,212	10,071,063	—	10,961,275

*証券の区分に関する詳細は、投資有価証券明細表を参照のこと。

2026年2月28日に終了した期間において、レベル3への移行またはレベル3からの移行はなかった。サブ・ファンドは、期末において、各レベルへの移行および各レベルからの移行を行った投資を会計処理している。

2026年2月28日現在、レベル3として評価された証券はなかった。

注2 重要な会計方針の概要（続き）

C) 有価証券取引および投資収益

有価証券取引は、取引日に計上される。売却した有価証券から生じる実現損益は、個別原価法により計上される。配当収益は配当落日に記録されるが、配当落日が既に経過している可能性のある外国証券からの一定の配当については、サブ・ファンドが相当な注意を尽くして配当落日を知った時点で速やかに計上される。

D) 分配方針

現在、サブ・ファンドは、分配を行う予定はない。

E) 現金および外国為替

外国証券、通貨保有ならびにその他の資産および負債の公正価値は、各営業日における現在の為替レートに基づき、サブ・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動に起因する通貨保有ならびにその他の資産および負債の価値の変動は、未実現外国為替評価益または評価損として計上される。投資有価証券に係る実現利益または損失および未実現評価益または評価損ならびに収益および費用は、それぞれ当該取引の各日付および報告日に換算される。証券およびデリバティブへの投資に対する外貨為替レートの変動の影響は、損益計算書上、当該証券の市場価格および価値の変動の影響から区分されず、純実現利益または損失および未実現評価益または評価損に含めて計上される。

F) 短期投資

サブ・ファンドは、投資運用会社の合理的な裁量により、信用機関における120日以下の満期の預金として当該現金が保有されることを条件として、現金を保有することができる。サブ・ファンドは、保管会社を通じて、投資運用会社が定める1以上の適格預入機関におけるオーバーナイト定期預金として、余剰現金残高を預け入れる。2026年2月28日現在保有する短期投資は、投資有価証券明細表に記載されている。

G) 上場投資信託

サブ・ファンドはETFに投資する。ETFは、通常、その資産の実質的にすべてを特定の指数を構成する証券で保有する指数連動型の投資会社であるが、積極的に運用される投資会社の場合もある。ETFの投資証券は、取引所において終日取引されており、有価証券および資産のポートフォリオへの投資を表す。他の投資会社の投資主として、サブ・ファンドは、自らの運用に直接関連して負担する費用に加え、助言報酬を含む当該他の投資会社の費用について、その按分割合に応じた部分を負担する。2026年2月28日現在保有する上場投資信託は、投資有価証券明細表に記載されている。

H) ミューチュアル・ファンド

サブ・ファンドは、ミューチュアル・ファンドに投資することがある。ミューチュアル・ファンドの投資証券または受益証券（もしあれば）は、当該ミューチュアル・ファンドの管理事務代行会社によって算定された、投資証券または受益証券の最新の入手可能な純資産価額を参照して評価される。2026年2月28日現在保有するミューチュアル・ファンドは、投資有価証券明細表に記載されている。

注 3 所得税

サブ・ファンドの税務上の地位に関しては、ケイマン諸島の法律が適用される。現行のケイマン諸島の法律の下では、利益、収益、利得もしくは評価益に対して課される税金もしくは課徴金、サブ・ファンドに含まれる財産もしくはそれに基づき生じる収益に適用される遺産税もしくは相続税の性質を有する税金、または当該財産もしくは収益に関してその受益者に適用されるこれらの税金はない。サブ・ファンドによる分配または受益証券の買戻しに際して支払われる純資産価額について、源泉徴収税は適用されない。その結果、財務書類には所得税に係る引当金は計上されていない。

税務ポジションにおける不確実性の会計処理および開示に関する権威あるガイダンス（FASB—米国会計基準コーディフィケーション740号）は、受託会社に対し、当該ポジションの技術的な妥当性に基づき、関連する不服申立てまたは訴訟手続の終結を含め、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査において維持される可能性が否定されるより高いかどうかを判断することを要求している。否定されるより維持される可能性が高い基準を満たす税務ポジションについては、財務書類で認識される税額は、関連する税務当局との最終的な解決において実現される可能性が50%超ある最大の利益の額だけ減額される。サブ・ファンドの経営陣は、サブ・ファンドの税務ポジションを検討し、財務書類において税金に係る引当金は不要であると結論付けた。現在、不確実な税務ポジションに関連する利息または罰金はない。

2026年2月28日現在、調査対象期間は、主要な税務管轄ごとに異なり、運用開始から2026年2月28日までである。

注 4 受益証券

2026年2月28日現在、発行済受益証券はすべて1名の受益者が保有していた。

A) 受益証券の申込み

受益証券は、ファックスまたはその他の電子的手段により取消不能な通知を送信することで、各取引日において購入可能である。申込みに関する受益証券1口当たりの発行価格は、受益証券の購入に関する申込書を管理事務代行会社が受領する日の翌営業日である取引日に決定される受益証券1口当たり純資産価格である。

最低申込金額は、100米ドル以上0.01米ドル単位および0.001口以上0.001口単位とする。かかる最低申込金額は、適用法に従い、管理会社の裁量により、一般的にまたは特別の場合に変更されることがある。

受益証券は、小数第3位までの端数で発行することができる（小数第3位に四捨五入）。

注4 受益証券（続き）

B) 買戻し

受益者（販売会社）は、取消不能な通知（以下「買戻通知」という。）をファックスその他の電子的手段により、取引日の受付終了時間までに管理事務代行会社へ送信することにより、取引日に受益証券の買戻しを行うことができる。受付終了時間後に受領された買戻通知は、翌取引日に処理される。受益証券の最低買戻単位は、0.001口以上0.001口単位である。

買戻しに関する受益証券1口当たりの買戻価格は、管理事務代行会社が発行通知を受領し、承認した日の翌営業日である取引日に米ドルで決定される受益証券1口当たり純資産価格に等しい。

注5 リスク要因

サブ・ファンドへの投資は、投機的で高度のリスクを伴うものである。他のファンドと同様に、サブ・ファンドの投資目的が達成される保証はなく、サブ・ファンドの運用実績が如何なる期間においてもプラスとなる保証もない。したがって、投資予定者は、以下のリスクを検討すべきである。これらのリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に関連するすべてのリスク要因を完全に網羅したものではない可能性がある。

A) 市場リスクおよび選択リスク

市場リスクとは、サブ・ファンドが投資する1または複数の市場の価値が下落するリスクをいい、これには、市場が急激かつ予測不能に下落する可能性が含まれる。選択リスクとは、サブ・ファンドの経営陣が選択する有価証券が、市場、関連する指数、または同様の投資目的および投資戦略を有する他のファンドが選択する有価証券の運用成績を下回るリスクをいう。

B) 金利リスク

金利リスクとは、一般に、金利が低下すると確定利付証券の価格が上昇し、金利が上昇すると下落するリスクをいう。一般に、長期証券の価格は、より短期の証券の価格よりも、金利変動に対して大きく変動する。サブ・ファンドは、短期または長期の金利が急激に上昇した場合、または投資運用会社が予想しない形で変化した場合、損失を被る可能性がある。

C) 取引相手方およびブローカーに係るリスク

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドに代わり受任者が取引または投資を行う銀行および証券会社を含む金融機関および取引相手方は、財務上の困難に直面し、サブ・ファンドに対するそれぞれの義務の債務不履行に陥る可能性がある。かかる債務不履行が生じた場合、サブ・ファンドに重大な損失をもたらす可能性がある。

D) 信用リスク

信用リスクとは、有価証券の発行者が、期日に利息を支払うことまたは元本を償還することができないリスクをいう。発行者の信用格付の変化または発行者の信用力に対する市場の認識の変化も、当該発行者に対するサブ・ファンドの投資の価値に影響を及ぼす可能性がある。信用リスクの程度は、発行者の財務状況および債務の条件の双方に依拠する。

注5 リスク要因（続き）

E) 通貨リスク

サブ・ファンドが投資する証券およびその他の金融商品は、サブ・ファンドの機能通貨以外の通貨建てまたは当該通貨で値付けられることがある。このため、外国為替レートの変動は、サブ・ファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼす可能性がある。一般に、サブ・ファンドの機能通貨の価値が他の通貨に対して上昇した場合、当該通貨建ての証券は、サブ・ファンドの機能通貨に換算した場合に当該通貨の価値が低くなるため、価値が減少する。反対に、サブ・ファンドの機能通貨の価値が他の通貨に対して下落した場合、当該通貨建ての証券は価値が上昇する。一般に「通貨リスク」として知られるこのリスクは、サブ・ファンドの機能通貨が強い場合には投資者のリターンを減少させ、サブ・ファンドの機能通貨が弱い場合には当該リターンを増加させる可能性がある。

F) 保管リスク

サブ・ファンドは、保有するすべての証券の保管を管理していない。保管会社または保管人として任命されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となることがあり、その結果、サブ・ファンドは、当該保管人が保有するサブ・ファンドの証券の全部または一部を失う可能性がある。

G) 集中リスク

比較的少数の証券、セクター、業種または地理的地域への投資集中は、運用成績に重大な影響を及ぼす可能性がある。分散が低下する結果として、当該証券、セクター、業種または地域のグループにおける低調な運用が、運用成績の低下をもたらす可能性がある。さらに、当該グループに対するエクスポージャーの程度が高いほど、変動性が高くなる可能性がある。

H) 決済リスク

サブ・ファンドは、取引を行う相手方に対する信用リスクにさらされており、決済不履行のリスクも負うことがある。一定の外国市場における決済および清算手続は、米国、EUおよび日本のものと大きく異なる。外国の決済および清算手続ならびに取引規制は、米国の投資対象の典型的な決済には伴わない一定のリスク（証券への支払または証券の引渡における遅延等）を含む可能性がある。時に、一定の外国における決済が、証券取引の数に対応しきれない場合がある。これらの問題により、サブ・ファンドが投資を行うことが困難になる可能性がある。サブ・ファンドが決済できない場合または証券購入の決済が遅延した場合、サブ・ファンドは魅力的な投資機会を逃し、数年の間、一定の資産が投資されずそれによるリターンを得ることができない可能性がある。サブ・ファンドが決済できない場合または証券売却の決済が遅延した場合、サブ・ファンドは当該証券の価値が下落したとき損失を出す可能性があり、また別の者に当該証券を売却する契約を締結していたとき、サブ・ファンドが発生した損失について責任を負う可能性がある。

注6 保証および補償

ファンドおよびサブ・ファンドの設立文書に基づき、一定の当事者（受託会社、管理会社および投資運用会社を含む。）は、サブ・ファンドに対する職務の履行から生じ得る一定の責任について補償される。さらに、通常の業務の過程において、サブ・ファンドは、さまざまな補償条項を含む契約を締結する。これらの契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは、将来、サブ・ファンドに対してなされる可能性があり、まだ発生していない請求を伴うため、不明である。ただし、サブ・ファンドは、これらの契約に基づく過去の請求または損失を有していない。

注7 報酬、費用および関連当事者取引

A) 会計および管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの純資産価額合計の一定割合に基づく年額報酬を受領する。

2026年2月28日に終了した期間中に管理事務代行会社が稼得した報酬および2026年2月28日現在の管理事務代行会社に対する未払報酬は、それぞれ損益計算書および貸借対照表に開示されている。

B) 保管報酬

保管会社は、サブ・ファンドの純資産価額の一定割合に基づく年額の保管報酬ならびに特別な処理に係る取引手数料を受領する。

2026年2月28日に終了した期間中に保管会社が稼得した報酬および2026年2月28日現在の保管会社に対する未払報酬は、それぞれ損益計算書および貸借対照表に開示されている。

C) 受託報酬

受託会社は、年額最低報酬を条件として、サブ・ファンドの純資産価額の一定割合に基づく年額報酬を受領する。

2026年2月28日に終了した期間中に受託会社が稼得した報酬および2026年2月28日現在の受託会社に対する未払報酬は、それぞれ損益計算書および貸借対照表に開示されている。

D) 名義書換事務代行報酬

名義書換事務代行会社は、サブ・ファンドの純資産価額の一定割合に基づく年額報酬ならびに自動および手動の取引処理に係る取引手数料を受領する。名義書換事務代行会社は、年額の米国外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）施設利用料も受領する。

2026年2月28日に終了した期間中に名義書換事務代行会社が稼得した報酬および2026年2月28日現在の名義書換事務代行会社に対する未払報酬は、それぞれ損益計算書および貸借対照表に開示されている。

注7 報酬、費用および関連当事者取引（続き）

E) 投資運用報酬

投資運用会社は、年間66,666.67米ドルの最低額を条件として、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.10%の報酬を受領する。かかる報酬は、純資産価額に基づき毎営業日に算出され、四半期ごとに後払いされる。さらに、投資運用会社は、投資制限の監視に関する業務について、年間固定報酬も受領する。当該額は15,000米ドルであるが、100,000米ドルを超えないことを条件として、随時更新されることがある。

2026年2月28日に終了した期間中に投資運用会社が稼得した報酬および2026年2月28日現在の投資運用会社に対する未払報酬は、それぞれ損益計算書および貸借対照表に開示されている。

F) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.20%の報酬を受領する。かかる報酬は、純資産価額に基づき毎営業日に算出され、四半期ごとに後払いされる。

2026年2月28日に終了した期間中に管理会社が稼得した報酬および2026年2月28日現在の管理会社に対する未払報酬は、それぞれ損益計算書および貸借対照表に開示されている。

G) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.005%の報酬を受領する。かかる報酬は、純資産価額に基づき毎営業日に算出され、四半期ごとに後払いされる。

2026年2月28日に終了した期間中に投資顧問会社が稼得した報酬および2026年2月28日現在の投資顧問会社に対する未払報酬は、それぞれ損益計算書および貸借対照表に開示されている。

H) 販売報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「販売会社」という。）は、関連する販売会社が販売した受益証券に帰属する部分に係るサブ・ファンドの純資産価額の年率0.005%に相当する報酬を受領する。かかる報酬は、純資産価額に基づき毎営業日に後払いで算出される。

2026年2月28日に終了した期間中に販売会社が稼得した報酬および2026年2月28日現在の販売会社に対する未払報酬は、それぞれ損益計算書および貸借対照表に開示されている。

I) 代行協会員報酬

モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬を受領する。かかる報酬は、純資産価額に基づき毎営業日に算出され、四半期ごとに後払いされる。

2026年2月28日に終了した期間中に代行協会員が稼得した報酬および2026年2月28日現在の代行協会員に対する未払報酬は、それぞれ損益計算書および貸借対照表に開示されている。

注7 報酬、費用および関連当事者取引（続き）

J) 専門家報酬

専門家報酬には、法律報酬および監査報酬が含まれる。2026年2月28日に終了した年度中に支払われた報酬および2026年2月28日現在の未払報酬は、それぞれ損益計算書および貸借対照表に開示されている。

K) 設立費用

設立費用には、サブ・ファンドのケイマン諸島の信託登録機関への届出、日本および／またはその他の適切な法域における同様の届出の費用および経費ならびにサブ・ファンドの設立に関連するその他の費用（法律費用を含む。）を含むが、これらに限られない。

サブ・ファンドの非公開目論見書では、取引純資産価額の算定のため、設立費用はサブ・ファンドの運用開始後最初の5年間にわたり償却することが要求されている一方で、U.S. GAAPでは、設立費用は発生時に費用計上することが要求されている。2026年2月28日に終了した期間において、すべての設立費用はU.S. GAAPに従い費用計上されており、その結果、サブ・ファンドの取引純資産価額と、U.S. GAAPに従って測定された資産および負債の合計との間に差異が生じている。当該差異の調整表は以下のとおりである。

	2026年2月28日現在
非公開募集目論見書に基づく純資産価額	11,587,083
未償却設立費用	(35,993)
U.S. GAAPに基づく純資産価額	11,551,090

L) その他の費用

サブ・ファンドは、管理事務代行報酬、保管報酬、管理報酬および名義書換事務代行報酬でまかなえない、その運営に関連するその他の費用を負担することがある。これには、(i) 政府手数料、(ii) ブローカー手数料および仲介手数料その他のポートフォリオ取引費用、(iii) 利息費用を含む借入費用、(iv) 訴訟費用および補償費用を含む特別費用、ならびに (v) 登録手数料が含まれるが、これらに限られない。

M) 関連当事者取引

サブ・ファンドは、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社および保管会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（Brown Brothers Harriman & Co.）との間で定期預金を行うことができる。2026年2月28日現在、サブ・ファンドはブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーに対し定期預金を保有していない。

注 8 直近の会計基準等

2023年12月、FASBは、会計基準更新（以下「ASU」という。）ASU 2023-09「法人所得税（トピック740）－法人所得税の開示の改善」を公表した。ASU 2023-09は、開示の一貫性を高め、管轄別に法人所得税情報を区分し、もはや有用ではない情報を削除するため定量的および定性的な法人所得税開示要件を改正する。ASU 2023-09は、2025年12月15日より後に開始する年度から適用となり、早期適用も認められている。経営陣は、ASU 2023-09の適用がサブ・ファンドの財務書類に重大な影響を及ぼすとは見込んでいない。

注 9 後発事象

経営陣は、本財務書類の発行が可能となった日である2026年7月29日までのすべての後発取引および後発事象を評価した。2026年3月1日から2026年7月29日までの期間において、4,520,960米ドルの申込みおよび814,170米ドルの買戻しがあった。

(3) 投資有価証券明細表等

ソフォス・ケイマン・トラストⅡー
グローバル・フィクストインカム・ストラテジーズ・ファンド・プレミアム（SMA）
投資有価証券明細表
2026年2月28日現在
（米ドル表示）

口数	有価証券の概要	純資産に 対する 割合（%）	公正価値
	上場投資信託	7.7%	
	アメリカ合衆国	7.7%	
8,773	Global X Emerging Markets Bond ETF		212,921
2,172	iShares 0-5 Year TIPS Bond ETF		224,411
8,922	JPMorgan Ultra-Short Income ETF		452,880
			890,212
	アメリカ合衆国合計（取得原価：883,486米ドル）		890,212
	上場投資信託合計（取得原価：883,486米ドル）		890,212
	ミューチュアル・ファンド	86.3%	
	アイルランド	86.3%	
450,125	PIMCO Funds: Global Investors Series plc - Income Fund Class INSTITUTIONAL USD ACC		9,160,036
58,164	PIMCO GIS Low Duration Income Fund Class INSTITUTIONAL USD ACC		811,381
	アイルランド合計（取得原価：9,518,099米ドル）		9,971,417
	ミューチュアル・ファンド合計（取得原価：9,518,099米ドル）		9,971,417
元本額	短期投資	0.9%	
	アメリカ合衆国	0.9%	
	定期預金	0.9%	
	Citibank N.A.		
USD 99,646	2.88% 満期：2026年3月2日		99,646
	定期預金合計（取得原価：99,646米ドル）		99,646
	アメリカ合衆国合計（取得原価：99,646米ドル）		99,646
	短期投資合計（取得原価：99,646米ドル）		99,646
	投資合計（取得原価：10,501,231米ドル）	94.9%	10,961,275
	負債を上回る現金およびその他資産	5.1%	589,815
	純資産	100.0%	11,551,090

通貨略称

USD - 米ドル

V. お知らせ

該当事項はありません。